

船舶に対する衛生検査等手数料の超過納付について

私は、検疫法第 26 条の規定に基づく船舶に対する衛生検査等の申請に係る手数料として、定められた手数料金額を超過した収入印紙にて納付しますが、超過金額分の返還は求めません。

年 月 日

超過金額：_____

申請者氏名：_____